

以下の案件について、区民の皆さんからのご意見を受け付けています

1 案件の名称

足立区中高層建築物等の建築に係る紛争の予防及び調整条例改正(素案)

2 公表資料

【関連する資料】

別紙1足立区中高層建築物等の建築に係る紛争の予防及び調整条例
改正(素案) 概要

別紙2足立区中高層建築物等の建築に係る紛争の予防及び調整条例
改正(素案) 新旧対照表



3 公表方法及び公表場所

- (1) 区のホームページへの掲載
- (2) 都市建設部建築審査課（区役所本庁舎中央館4階）での閲覧及び配布
- (3) 区民事務所、中央図書館、区政情報課（区役所本庁舎中央館2階）、政策経営課（区役所本庁舎南館9階）での配布

4 意見の募集方法

(1) 意見の募集期間

令和7年1月14日（金）～令和7年2月13日（土）

(2) 意見を提出できる人

- ア 本区に居住、勤務又は在学する方
- イ 本区に事務所又は事業所を有する個人、法人、その他の団体
- ウ 施策等の案に直接的な利害関係を有する方

(3) 意見の提出方法

以下のア～エのいずれかの方法により下記「お問合せ先」までご提出ください。いた
だいたご意見は「全文（足立区が文字起こしたもの）」を公表させていただきます。

- ア 窓口への持参（庁舎開庁日の午前8時30分から午後5時までにご持参ください）
- イ 郵送（募集期間末日までの消印のものを有効とします）
- ウ ファクシミリ
- エ 意見受付フォーム（オンライン申請システム）への入力
→この案件に関する区ホームページの「意見受付フォーム」ボタンからリンク

※ 「全文」の公表を希望されない方は、ご意見の最初に「全文公表希望なし」のように追
加記入いただくなどの方法によりお申し出ください。この場合は、ご意見の「全文」では
なく「概要」のみ公表させていただきます。

※ 上記によらず、個人を識別できる情報や、第三者の権利利益を害するおそれがある情報
などの場合はご意見の全部又は一部を削除させていただくことがあります。

(4) 意見の提出様式

- ・ 様式の指定はありません（様式自由）。
 - ・ 「（2）意見を提出できる人」の要件を確認するため、住所及び氏名又は名称（法人や団体の場合は代表者名も明記）は必ず記載してください。記載がないとパブリックコメントとして受け付けることができません。
 - ・ 題名に“パブリックコメント「足立区中高層建築物等の建築に係る紛争の予防及び調整条例改正（素案）」への意見”とご記入ください。
- ※ 意見を提出された方の住所・氏名・名称・代表者名は公表しません。

5 意見募集の趣旨

区では、中高層建築物や特定の用途の建築物について、紛争の予防を目的として条例で近隣への事前説明を義務付けています。

この度、特に地域への影響が大きい「ホテル・旅館」及び「葬祭施設等」に関して、より広い範囲の住民が早期に計画を知り事前に事業者との話し合いなどを行うことで紛争の予防に寄与することを目指し、説明の範囲を拡大するよう条例の改正を検討いたしました。

条例の改正にあたり、改正内容の客觀性、公正さを確保するため、広く区民の皆様からのご意見を募りたく、「足立区中高層建築物等の建築に係る紛争の予防及び調整条例改正（素案）」について、意見募集を行います。

6 意見の全文、概要及び区の考え方の公表予定時期

公表予定時期【令和8年1月頃】

- ・ いただいたご意見は、ご意見の「全文」と「概要」、それに対する区の考え方などをとりまとめた上で、担当課窓口にて閲覧及び配布を行うとともに、区のホームページでお知らせする予定です。
- ・ なお、いただいたご意見に対しての個別の回答はいたしませんので、ご了承ください。

【施策等の案についてのお問合せ先（意見の提出先）】

足立区都市建設部建築審査課中高層建築担当

住所：〒120-8510 足立区中央本町1-17-1（区役所本庁舎中央館4階）

電話：03(3880)5945 FAX：03(3880)5615

電子メール：kenchiku-shinsa@city.adachi.tokyo.jp

【パブリックコメント制度全般についてのお問合せ先】

足立区政策経営部政策経営課（区役所本庁舎南館9階）

電話：03(3880)5811 FAX：03(3880)5610

電子メール：seisaku@city.adachi.tokyo.jp